

各種控除一覧

雑損控除	(実質損失額 - 総所得金額等の合計額 × 10%) 又は (災害関連支出の金額 - 5万円) のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	(1) 通常の医療費控除 医療費の実質負担額 - (10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) (限度額200万円) (2) セルフメディケーション税制 特定一般用医薬品等購入費 - 1万2千円 (限度額8万8千円) ※ (1) 又は (2) を選択
社会保険料控除	健康保険料・共済掛金等の支払金額
小規模企業共済等掛金控除	中小企業事業団に支払った掛金等の金額

支払金額		控除額
新契約	12,000円以下のとき	全額
	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
	56,000円超のとき	28,000円
旧契約	15,000円以下のとき	全額
	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
	70,000円超のとき	35,000円
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (最大28,000円)		
支 払 金 額		控 除 額
地 震 保 険 料 控 除	地震保険料 50,000円以下のとき	支払金額の1/2
	50,000円超のとき	25,000円
旧長期契約	5,000円以下のとき	全額
	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
	15,000円超のとき	10,000円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円		

障害者控除	障害者控除 (特別障害者の場合) (同居特別障害者の場合)	260,000円 300,000円 530,000円
寡婦控除		260,000円
ひとり親控除		300,000円
勤労学生控除	前年の所得が85万円以下で給与以外の所得が10万円以下の者	260,000円
配偶者控除	別表1参照	
配偶者特別控除	一般 (昭和31年1月2日から平成15年1月1日生まれ) (平成19年1月2日から平成22年1月1日生まれ)	330,000円
扶養控除	老人 (昭和31年1月1日以前生まれ)	380,000円
特定親族	(平成15年1月2日から平成19年1月1日生まれ)	450,000円
同居老親等		450,000円
特定親族特別控除	別表2参照	
基礎控除	納税者本 人の所得 金額	2,400万円以下 2,400万円超2,450万円以下 2,450万円超2,500万円以下
		430,000円 290,000円 150,000円

別表1 配偶者控除及び配偶者特別控除

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	330,000円	220,000円	110,000円
	老人	380,000円	260,000円	130,000円
配偶者特別控除	配偶者の所得金額	控除額		
	58万円超95万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
	95万円超100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
	100万円超105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円
	105万円超110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円
	110万円超115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円
	115万円超120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円
	120万円超125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円
	125万円超130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円
	130万円超133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円

別表2 特定親族特別控除

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	450,000円
95万円超100万円以下	410,000円
100万円超105万円以下	310,000円
105万円超110万円以下	210,000円
110万円超115万円以下	110,000円
115万円超120万円以下	60,000円
120万円超123万円以下	30,000円